

追加議案

第45号議案

件名	教職員に対する綱紀粛正について
提案理由	県立学校の事務職員が学年積立金、給食費などの学校徴収金等を約336万円横領した。また、この事件に関して、校長をはじめ6人の指揮監督する立場の教職員が、その職責を十分に果たしていなかった。さらに、教職員による不祥事が後を絶たず、本県教育に対する県民の信頼が著しく損なわれていることから、別紙のとおり教育長に意見を表明したいので、審議願います。
概要	県立学校の事務職員が学年積立金、給食費などの学校徴収金等を約336万円横領したこと。また、この事件に関して、校長をはじめ6人の指揮監督する立場の教職員が、その職責を十分に果たしていなかったこと。さらに、教職員による不祥事が後を絶たず、本県教育に対する県民の信頼が著しく損なわれていることから、教育長に対して、教職員の綱紀粛正を強く求める。

(総務課)

埼玉県教育委員会教育長

高 田 直 芳 様

この度、県立学校の事務職員が学年積立金、給食費などの学校徴収金等を約336万円横領した。また、この事件に関して、校長をはじめ6人の指揮監督する立場の教職員が、その職責を十分に果たしていなかった。

さらに、教職員による不祥事が後を絶たず、本県教育に対する県民の信頼が著しく損なわれている。

教育長には、改めて、教職員一人一人に対して、職責を自覚し、法令を遵守するよう、綱紀粛正を図られたい。

令和3年3月 日

埼玉県教育委員会